

平成31年 第2回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成31年2月12日(水) 午後1:30~午後1:50

2. 場 所 : 役場庁舎 2階 会議室

3. 出席委員 (8人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	工藤 昭治
委員	2	谷地村 久人
”	3	佐藤久美子
職務代理	5	小坂 敏
委 員	6	長井 進
”	7	長根 孝衛
”	8	小澤 守昭
”	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (2人) 1番 田守和人 4番 高見 憲正

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第3号 農地法第3条第3項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化法促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

## 7. 会議の概要

(平成 31 年第 2 回 2 月の総会)

議 長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を 3 番、佐藤久美子君にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議 長	本日の出席委員数は 8 名で、定足数に達しておりますので、これより、平成 31 年第 2 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。 議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	それでは、議事録署名委員には、2 番、谷地村久人君並びに 5 番、小坂 敏君を指名いたします。
議 長	次に、日程第 2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第 3、議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 事務局より、議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>2 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3、議案第 4 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、別紙申請書のと通りの申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、贈与の 1 件です。</p> <p>2 ページをお開き下さい。</p> <p>それでは受付番号第 3 号について説明いたします</p> <p>議案第 2 号、受付番号第 3 号の申請は、贈与による所有権移転です。申請に係る理由は、世帯分離により贈与するものです。</p> <p>3 ページに議案書の写し、4 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、5 ページに許可申請書の写し、6 ページに位置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>また、4 ページに農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、議案第 2 号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 2 号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 2 号は原案のとおり決定しました。</p>

議 長	<p>次に、日程第 3、議案第 3 号、農地法第 3 条第 3 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>7 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 4、議案第 3 号、農地法第 3 条第 3 項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条 3 項の規定により、別紙申請書のと通りの申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第 3 条 3 項の許可申請は、使用貸借が 4 件です。</p> <p>7 ページをご覧ください。</p> <p>今回の申請の要約一覧表です。</p> <p>受付番号第 101 号から第 104 号までで、土地の所在、貸付人、借受人、利用権の種類、設定期間は一覧表のとおりです。申請は青森農産で、使用貸借権の再設定です。</p> <p>また、各号の詳細を申し上げます。</p> <p>受付番号第 101 号は、8 ページから議案書の写し、農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、許可申請書の写し、使用貸借契約書の写し、確約書の写しを添付してあります。</p> <p>つづいて受付番号第 102 号は、13 ページから順に議案書の写し、農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、許可申請書の写し、使用貸借契約書の写し、確約書の写しを添付してございます。</p> <p>次に、受付番号第 103 号は 18 ページから、議案書の写し、農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、つづいて許可申請書の写し、使用貸借契約書の写し、確約書の写しを添付してあります。</p> <p>受付番号第 104 号は、23 ページから、議案書の写し、農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、許可申請書の写し、つづいて使用貸借契約書の写し、確約書の写しを添付してあります。</p> <p>また、28 ページから 29 ページに位置図、30 ページから 35 ページに定款の写し、36 ページから 37 ページに、法人の資格証明書の写し、を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>なお、農地法第 3 条第 4 項に基づく村長の意見については、38 ページに村長への通知書の写し、39 ページに許可することに異議無し of 回答文書の写しを添付しております。</p>

	<p>また、毎年４月に提出する農地等の利用状況報告書や、地域農業者との適切な役割分担や役員の常時従事など各号の調査書記載のとおり、農地法３条３項各号の許可できない項目に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの事務局説明ついて、質疑、意見はございませんか。
佐藤光男 委員	作付けは、にんにくとありますが、すべてそうですか。
事務局	そうなります。
議 長	あと、ございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第３号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第３号は原案のとおり承認することとしました。</p> <p>次に、日程第５、議案第４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>４０ページをお開き願います。</p> <p>日程第５、議案第４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により別紙のとおり農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p>

	<p>今回の承認件数は1件です。</p> <p>41ページをお開き下さい。</p> <p>平成31年1月25日付けで、新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、41ページ議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、設定期間は5年で農地中間管理機構による賃貸借権設定です。</p> <p>42ページは、新郷村長からの協議文書、43ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、44ページから47ページまでは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写しと位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、議案第4号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第4号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は原案のとおり承認することとしました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成31年第2回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年 月 日

議 長

署名者

署名者